

「重要事項説明書」

当施設は介護保険の指定を受けています

(事業者番号 4491100121)

当施設では、ご契約者様に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおりご説明致します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要支援 2」以上と認定された方が対象となります。
また、認知症の診断をお持ちの方がご利用できます

目次

1	ご利用者	11	災害時の対策
2	事業者	12	協力医療機関
3	ご利用施設	13	相談窓口、苦情対応
4	事業の目的と運営方針	14	事故発生時の対応
5	施設の概要	15	損害賠償責任保険
6	職員体制	16	個人情報について
7	職員の勤務体制	17	身体拘束廃止について
8	サービスの内容	18	当施設ご利用の際に留意いただく事項
9	施設サービス計画作成までのサービス		
10	ご利用料金		

(介護予防) 認知症対応型共同介護サービス重要事項説明書

〈令和 7 年 1 月 1 日現在〉

1 ご利用者（被保険者）

要介護認定区分	
要介護認定有効期間	令和 年 月 日 から
	令和 年 月 日 まで
認定審査会意見	

2 事業者

事業者の名称	医療法人 信和会
法人所在地	大分県宇佐市大字出光 165 番地 1
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 和田 陽子
電話番号	0978-37-2500

3 ご利用施設

施設の種類及び名称	グループホーム みらい
施設の所在地	大分県宇佐市大字出光 189 番地 1
管理者	中嶋 博徳
電話番号	0978-37-1180
FAX 番号	0978-37-1185
事業所番号	4491100121
定員	18 名 (9 室×2 ユニット)

4 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

要介護者又は要支援者であって認知症の状態にあるものについて、共同生活居住において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

また、当施設は地域密着型サービス事業所であるため、宇佐市の被保険者を対象とし、サービスを提供します。

(2) 運営方針

入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができよう入居者の心身の状態を踏まえ適切に行い、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮します。

(3) サービスの特徴

(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

事業者自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとしします。

5 施設の概要

(1) グループホームみらい

敷地面積		678.20 m ²
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造 地上 2 階建 (準耐火建築)
	述べ床面積	661.28 m ²
	利用定員	18 人 (9 名 × 2 ユニット)

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	一人当たりの面積
一人部屋	18 室	12.15 m ²	12.15 m ² ~13.50 m ²
	(9 室×2 ユニット)		

※居室の指定基準面積は、1 人当たり 7.43 m²

※居室の変更・・・当施設では、上記の居室を用意しています。入居者からの居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また入居者様の心身の状態により居室を変更する場合があります。その際には、入居者様やご家族と協議の上、決定するものとしします。

(3) 主な整備

設備の種類	室数 (面積等)		
共同生活室 洗面設備含む	2 室	m ²	98.36 m ² (内寸)

(3) その他

① サービス提供記録保管

この契約の終了後 5 年間保管します。

② サービス提供記録の閲覧

土・日曜日・祝祭日を除く毎日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分 事務室へお問い合わせください。

③ サービス提供記録の複写物の交付

複写に際しては、実費相当額を負担して頂きます。(1 枚 10 円)

6 職員体制

管理者	(氏名) 中嶋 博徳
-----	------------

職種	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。 	常勤 1名 介護と兼務
計画作成担当者	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。 	常勤 1名
介護従業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 入居者に対し必要な介護および世話、支援を行います。 	15名 常勤 11名 非常勤 4名

7 職員の勤務体制

サービス提供時間	24 時間体制	
日中時間帯	6 時～19 時	
夜間時間帯	19 時～6 時	
利用定員内訳	18 名 1 ユニット 9 名 2 ユニット 18 名	
職員の勤務体制 (1 ユニット)	早出 7:00～16:00(1 名) 遅出 10:00～19:00(1 名) 準夜 16:30～0:30 (1 名)	日勤 8:00～17:00(1 名) 夜勤 16:30～翌 9:00(1 名) 深夜 0:30～9:00 (1 名)

8 サービスの内容

サービス区分と種類		サービスの内容
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成		<ol style="list-style-type: none"> 1 サービスの提供開始時に、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 入居者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。
食 事		<ol style="list-style-type: none"> 1 入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入居者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入居者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して共同生活室で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の提供及び介助が必要な入居者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	<ol style="list-style-type: none"> 1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 2 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な入居者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	<ol style="list-style-type: none"> 1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に週1回行い、汚れている場合は随時交換します。
	移動・移乗介助	介助が必要な入居者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な入居者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
地域との連携	地域交流	地域住民又は、その自発的活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めます。

9 施設サービス計画作成までのサービスその他の情報提供サービス

入居にあたっては、施設サービス計画が作成されますが、それまでの間、日常生活が送れるように適切な各種の介護サービスを提供します。また、人権擁護のための成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業等について、必要なパンフレットを用いて説明し入居者の人権保護に努めます。

10 利用料金

入居者の要支援・要介護度に応じて、サービス利用料金から介護保険給付額を除いた自己負担額と、食事及び居住費、水光熱費に係る自己負担額の合計をお支払いいただきます。サービスの料金は、要支援・要介護状態に応じた下記の通りとなります。また、介護保険給付以外については、入居者の全額負担となります。

介護サービスの利用料金は、単位数に1単位あたりの単価10円を乗じて算定し、入居負担は、利用者負担額に応じた額といたします。それに食費と居住費及び水光熱費等、その他負担金を加えた額が、利用負担額の合計となります。

(1) 施設サービス単位表（法定給付サービス分）

【30日あたり】

要介護区分	日単位【単位】	サービス費月額(10割)【円】	入居者負担額月額(1割)【円】
要支援2	749	224,700	22,470
要介護1	753	225,900	22,590
要介護2	788	236,400	23,640
要介護3	812	243,600	24,360
要介護4	828	248,400	24,840
要介護5	845	253,500	25,350

※初期加算・その他加算は含まれておりません。

※尚、金額の計算については、加算の有無などにより単位数を合計して計算しますので実際の請求額とは端数などに若干の差異が出ます。

- ① サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として施設サービス費の1割・2割又は3割と食事及び水光熱費等の提供に係る標準負担額の合計額をお支払いいただきます。
- ② 保険料の滞納などにより、上記の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額(10割)をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ③ 必要に応じて初期加算など関係法令に基づいた費用が、別途利用負担金に加算されることがあります。
尚、上記負担金等については、国の基準報酬の改定及び一般経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その際は1ヶ月前に新しい重要事項説明書とともにご説明をし、同意をいただきます。

(2) 加算の説明

1. 初期加算

初期加算については、入居初日から30日に限り加算されます。尚、30日を超える病院又は診療所への入院後に施設に再入居された時も同様に加算されます。

(1日あたり300円の加算料金となります。ご入居者1割負担金は30円となります)

2. 医療連携体制加算

日常的な健康管理を行い、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合に算定できる加算です。

3. サービス提供体制加算

当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であるときに算定できる加算です。その他留意事項あり。

4. 看取り介護加算

死亡日以前4日以上45日を上限として死亡月に算定できる加算です。

5. 夜間支援体制加算

夜勤を行う介護事業者及び、宿直者が基準配置より1名多く配置した際に算定できる加算です。

6. 若年性認知症利用者受け入れ加算

若年性認知症利用者に対して受け入れた場合に算定できる加算です。

7. 認知症専門ケア加算

当該事業者が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合で、基準により認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)、Ⅱ(4単位/日)に分かれており、どちらか一方を算定できる加算です。

8. 退去時相談援助加算

入居期間が1ヶ月を超える入居者が退去し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、退去時に当該入居者及び家族に対して退去後の各サービスについての相談援助を行い、市町村及び居宅介護支援センター又は地域包括支援センター等に対して、介護状況を示す文章を添えて必要な情報必要な情報を提供した場合に算定できる加算です。

9. 入居者入退院支援の取り組み

入居者が病院または診療所に入院する必要があるが生じた場合で、入院後3か月以内に退院することがあきらかに見込まれるときは本人や家族の希望等を勘案し、退院後、再び入居できる体制を整えている場合、1月に6日を限度として算定できる加算です。また1か月以上入院した後、再び入居した場合、初期加算(1日あたり300円の加算料金となります。ご入居者1割負担金は30円となります。)を算定できる加算です。

10. 栄養管理体制加算

管理栄養士(外部との連携含む)が、日常的な栄養ケアにかかる介護職員への技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に30単位/月算定できる加算です。

11. 口腔・栄養スクリーニング加算

事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する計画作成担当者に提供することで6月に1回を限度とし、20単位/回を算定できる加算です。

12. 生活機能向上連携加算

病院や訪問リハビリテーションなど医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師が認知症対応型共同生活介護事業所を訪問(Ⅱ)し、計画作成担当者と身体状況の評価を共同して行うことにより200単位/月に算定できる加算です。またICTを活用し、動画等により身体状況を把握した上で助言(Ⅰ)を行った場合は100単位/月に算定できる加算です。原則、Ⅱの訪問で対応いたします。

13. 介護職員処遇改善加算

人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、これは単純に職員の給料改善という意味にとどまらず適切な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つために算定している加算です。

14. 介護職員等、特定処遇改善加算

経験や知識のある介護職員に対して更なる処遇改善のため設けられた加算です。

15. 科学的介護推進体制加算

入居者ごとの日常生活動作、栄養状態、認知症の状況その他心身の状況等にかかる基本的な情報を厚生労働省に提出。フィードバックなどを活用し PDCA サイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善)を回していくことで、利用者の自立支援・重度化防止を図る「サービス計画」を作成。質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努める為、設けられた加算です。毎月 40 単位算定。

16. 退去時情報提供加算

医療機関へ退去する入居者について退去後の医療機関に対して入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て当該入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に算定できる加算です。

17. 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に関催することで算定できる加算です。

(3) 法定給付外サービス費

項目	月額料金 (30日)	日額
家賃	39,000円	1,300円
食材料費	47,250円	朝食 365円 昼食 580円 おやつ 50円 夕食 580円
水光熱費	6,000円	200円
管理費	7,500円	250円
リネン費	2,850円	95円
日常生活に要する費用で 本人の負担となるもの		要した費用の実費
貴重品 管理費	月	1,000円(該当者のみ)

※上記の他、日常生活に必要なものであって、入居者に負担して頂く事が適当と認められたものについては、実費用等を負担していただくことがあります。

※また、食事に関して、外出・外泊等で食事をキャンセルされる場合は、前日の午後 5 時までには職員へお伝え下さい。申し出がない場合は食費を頂く場合もございます。

(4) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月 10 日過ぎまでに利用者に請求します。

入居者は、翌月末日までにゆうちょ銀行口座振替によりお支払いいただきます。

ゆうちょ銀行口座振替不能の場合、窓口支払いがご利用いただけます。

別紙様式を記載の上ご提出いただきます。

(5) 領収書の発行

事業者は、入居者から利用負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

(6) 入院・外出時の居住費・食費について

当施設入所期間中に入院・外泊等で居室を空ける際、入院・外泊日の翌日より居住費のみ精算させていただきます。食費に関しましては、摂取分を日割り計算致します。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「グループホーム みらい 消防計画」に則り対応を行います。
--------	------------------------------------

平常時の 訓練等 防火設備	別途定める「消防計画」に則り、年 2 回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して実施します。	
	設備名称	
	スプリンクラ —	自動火災報知機
	避難階段	誘導灯
	カーテン、布団等は防火性能のあるものを使用しています。	

12 協力病院等医療期間

(1) 協力病院

医療期間の名称	和田病院
院長名	和田 純治
所在地	宇佐市大字出光 165-1
電話番号	0978-37-2500
診療科	内科、外科、肛門外科、整形外科、呼吸器内科、循環器内科、他

(3) 協力歯科

名称	栴田歯科医院
医師名	栴田 家光
所在地	大分県豊後高田市新町 978
電話番号	0978-22-2508

13 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設ご利用者 相談窓口等	<p>苦情受付窓口担当者 管理者：中嶋 博徳</p> <p>苦情解決窓口担当者 管理者：中嶋 博徳</p> <p>ご利用時間 平日 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分</p> <p>ご利用方法 電話 0978-37-1180</p> <p>面接 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分</p> <p>意見箱（事務所前に設置しています。）</p>
------------------	--

公共機関においても、次の期間において苦情申出ができます。

宇佐市役所 介護保険課	所在地 宇佐市大字上田 1030 番地の 1
	電話番号 0978-27-8149（介護給付係）
	FAX 番号 0978-32-1106
	対応時間 平日 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

大分県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地 大分県大分市大手町2丁目3番12号
	電話番号 097-534-8470 (代表)
	FAX 番号 097-537-8650 (代表)
	対応時間 平日 9 時 00 分～午後 5 時 00 分

14 事故発生時の対応

施設において、介護従事者が当然払うべき業務上の注意義務を怠るなどにより、利用者に損害を及ぼすような対応をした場合、及び入居者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

1 最善の処置

重大事故の発生直後は、冷静かつ誠実に入居者への対応をすばやく行います。介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、損害賠償責任保険により入居者及び家族に補償します。

2 管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに、事業所では対応できない場合には、担当医の指示で協力医療機関へ移送します。

3 入居者及びご家族への説明

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに入居者や家族等に誠意をもって説明し、申し出についても誠実に対応します。

4 入居者及び家族への損害賠償

介護事故により事業者が賠償責任を負った場合は、誠意をもって入居者及び家族等に対して補償します。

5 事故記録と報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに関係機関に報告します。

15 損害賠償責任保険

万一の事故に備え下記の損害賠償責任保険に加入しております。

保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
------	----------------

16 個人情報保護について

(1)入居者及び家族関係者から収集した個人情報は「医療法人 信和会(以下「法人」という)個人情報保護規程」によって基本ルールを策定します。

(2)個人情報管理体制は、グループホームみらいの管理者を個人情報管理責任者とし、入居者及び家族関係者の個人情報を厳格に管理いたします。

(3)職員採用時、個人情報に関して厳守する旨の誓約書を当法人に提出させます。誓約書には職員の退職後においても情報の漏洩を防止する内容を明記しております。

(4)定期的に職員に対し教育や研修等を実施し、個人情報の漏洩防止に努めます。

※詳細は別紙参照

17 身体拘束・抑制廃止について

当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を抑制する行為を行いません。

また、実施した際は詳細に記録し、拘束・抑制を早急に改善できるよう検討会を実施し改善していきます。

18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	<p>ご面会時間は 8:00～20:00 となっております。</p> <p>来訪時は、その都度面会簿(1 階事務所前)にご記名をお願いします。</p> <p>※感染対策により面会方法を変更する場合があります。</p>
部屋割	<p>心身の状態などから判断し、介護の都合上、ご入居の部屋は、当施設にて決定させていただきます。又、ご入居後も心身の状態などに変化が見られた場合は、お部屋の変更をお願いする場合がございます。</p>
外出・外泊	<p>外泊・外出の際には事前に届け出が必要です。行き先や帰宅時間を記入の上、職員に提出して下さい。</p>
入院期間等について	<p>身体状況の変化により入院治療の必要性がある際には、その時の状況に応じて家族・事業者との交渉により方向性を検討させていただきます。</p>
協力医師以外の医療機関への受診	<p>原則として家族による付き添い対応をお願いします。受診を希望される場合は職員にお申し出ください。</p>
居室・設備・器具の利用	<p>居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損・不具合等が生じ場合、賠償していただくこともございます。</p>
喫煙・飲酒	<p>喫煙は当法人敷地外でお願いします。(法人内に喫煙所は設けておりません)</p> <p>飲酒についてもお断りしております。(持ち込み等もご遠慮ください。)</p>
迷惑行為等	<p>騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。</p> <p>また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。</p>
所持品の管理	<p>家族のご協力をお願いします。</p>
現金等の管理	<p>金品・貴重品など個人で管理できない方についても別途有料にて保管致します。</p> <p>貴重品管理費 月額 1,000円</p>
宗教活動・政治活動	<p>施設内の他の入居者に対する宗教活動、及び政治活動はご遠慮下さい。</p>
動物持込	<p>衛生上ペットの持ち込みはお断りします。</p>
セクシャルハラスメント行為	<p>他の入居者及び職員に対して、一般的にセクハラとみなされる言動(性的言動)はお断りします。</p>

《別紙》

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

グループホームみらいでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[グループホームみらい内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －入院時、入院医療機関との連携
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関への介護給付費明細書の提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －運営推進会議において行われる活動報告の写真
 - －グループホーム内での活動写真の掲示

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
 - －外部評価機関への情報の開示及び提

令和 年 月 日

(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

所在地 宇佐市大字出光 189-1
事業者名 医療法人 信和会
施設名 グループホーム みらい
代表者名 理事長 和田 陽子

〈説明者〉

所属 グループホーム みらい
氏名 〈職種〉 管理者 中嶋 博徳

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスについて重要事項説明を受けました。

〈利用者〉

住所 _____
氏名 _____

〈利用者代理人 (選任した場合)〉

住所 _____
氏名 _____
続柄 _____